

公益社団法人佐倉市シルバー人材センター
賛助会員の会費及び入会手続規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人佐倉市シルバー人材センター（以下、「センター」という。）定款第6条及び第7条第2項に定める賛助会員の会費及び入会手続について、その必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 賛助会員は次に掲げる種別とし、それぞれ会費を納入しなければならない。

種 別	会費の額
団体賛助会員	1口につき年額5,000円
個人賛助会員	1口につき年額3,000円

2 既納の会費については返還しないものとする。

(入会手続)

第3条 賛助会員として新規に入会を希望する者は、賛助会員入会申込書（別記様式第1号）を会長へ提出するものとする。

2 賛助会員は、退会の申出がない限り、翌年度以降継続更新するものとする。

(賛助会員の特典)

第4条 賛助会員については、ホームページ等に掲載することができるものとする。

(会費の使途)

第5条 納入された会費は、センターの事業を遂行する経費に充てるものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関し必要な事項は会長が別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃については、理事会において承認を得るものとする。

附則

1. この規程は令和6年4月1日から施行する。
2. 平成3年4月1日及び平成24年4月日施行の公益社団法人佐倉市シルバー人材センター賛助会員会費規程は廃止する。